

昭和61年度 厚生省心身障害研究
母子保健システムの充実・改善に関する研究
総 括 報 告 書

主任研究者 平 山 宗 宏

研究の目的

昭和60年の乳児死亡率5.5に象徴されるように、わが国の母子保健事業は近年格段の進歩の効果をあげてきている。しかし一方では、各家族化、地域連帯感の希薄化、婦人労働の一般化等の傾向は、人間関係や親子関係の希薄化、公共心や思いやりの心の不足等による心の問題の多発、体力や運動能力の不足にもとづく体の問題など、小児の健康には多くのアンバランスや問題点の原因として注目されている。

また、高齢化社会、特に労働人口対高齢人口の比率4対1になると予想される社会構造の推移から、現在のそしてこれから生まれてくる小児の心身の健康の向上は、21世紀にむけて、わが国の運命を左右する最重要因子と云わざるをえない。今日社会問題として注目されている「いじめ」や登校拒否、非行等も乳幼児期の心身の健康から対応せぬ限り解決は出来ない。

このような社会的要請とわが国の将来の基盤として、母子保健のさらなる向上は必須であり、本研究ではそのために必要な事業にかかわる調査・研究を行うことにより、母子保健事業、とくに地域母子保健サービスシステムの充実改善をはかるものである。具体的には、

- (1)より充実した地域母子保健サービスのための立案・策定
- (2)母子保健法改正ないし対人保健サービスの市町村への一括移管がある場合に備え、その際、質を維持向上させるための具体的方策の策定
- (3)今後おこりうる事態に、必要に応じ即時対応できるための資料と学問的裏付けの収集・蓄積

を目的として研究を実施した。

研究の方法および実施計画

研究目的の項でのべた目的を達成するため、本研究の実施に当たっては、次の9項目につきそれぞれ分担研究者に担当を依頼し、原則として3年間の計画にて遂行する。

(1) 乳幼児健診システムの充実と改善に関する研究

本研究においては、近い将来母子保健サービスの主体をなす乳幼児健康審査のすべてを市町村に移管実行することになる可能性をふまえ、どのような場合でも現在以上の質のレベルを確保し、さらに向上させるため、健診の時期、方式、内容、事後措置等のすべてを含むシステムを確立する。第1年度は健診実施に当たって必要な具体的マニュアルを作成する。第2年度は健診全体のシステムの策定を計り、第3年度にはすべてを総合して計画・実行に万全を期する。

本研究に当たっては、健診内容の専門性を考慮して、以下のごとく小研究グループによる検討を行う。

- 1) 乳児健診の体系化に関する研究
- 2) 母子保健に関する教育体系に関する研究
- 3) 乳児歯科健診の体系化に関する研究
- 4) 乳児眼科健診の体系化に関する研究
- 5) 母子保健指導の体系化に関する研究
- 6) 健診機器の開発に関する研究
- 7) 地域における母子保健レベルの評価方法策定
- 8) 母子保健手帳の改訂に関する研究

(2) 精密健康審査システムの充実と改善に関する研究

乳幼児健診を有効に実施するためには健診の結果、異常・疾病の疑われるケースにつき精密健診を依頼する場合、医療機関側の対応方法に万全を期する必要がある。このため、最も要請の多い神経学的検査を中心に精密健診のあり方を策定し、マニュアルを作成する。第1年度は現在の実態把握により必要な対象と現行

レベルを確認し、第2年度にマニュアルを作成、第3年度にその有効性の判定と改良を実施する。

(3) 保健・医療・福祉の連携に関する研究

現在、地域内での保健・医療・福祉の連携は必ずしも十分とはいえない。乳幼児健診の事後措置および地域における保健教育の向上のためには、健診の担当者以外に地域内の各種施設と人員を活用し、総合的な力を発揮する必要がある。このためには保健・医療・福祉の各分野の再整合を行うべきであり、特に保育所との連携とその活用を図ることは有効と考えられる。第1年度には現状の把握と問題点の発見に努め、第2年度には今後の方向を検討して具体的方法を策定してパイロット研究を試み、第3年度にはその効果の判定と総括によって実現すべき施策を示す。

(4) 地域母子保健の実態と将来の策定に関する研究

対人保健サービスの市町村移管が実施されるとすれば、保健所と市町村の役割分担、保健婦活動のあり方等、きわめて大きな行政上、専門分化上、さらに担当要員の身分上の問題を解決しなければならない。また、都市と農村、僻地等の地域差の要因も極めて重要である。本研究では下記の4項目を中心に検討する。第1年度には全国の背景の異なる地域における実態の把握に努め、第2年度にはそれらをふまえた今後のあり方、母子保健レベル向上に必要な方法の検討に努め、第3年度には総合して具体的な施策を策定する。本研究班では特に都道府県・政令市レベルの研究単位を設定し、地域行政の中での実態把握、施策の開発に努める。

- 1) 地域母子保健サービス体制の検討
- 2) 都市における母子保健サービスの検討
- 3) 市町村における母子保健実施体制調査
- 4) 母子保健における保健婦活動の効率的展開に関する研究

(5) 地域母子保健の向上に関する衛生行政学的研究

前記(4)の研究に呼応し、衛生行政全体の中での母子保健の位置づけ、今後のあり方、推進の方法などにつき行政的立場から検討する。国、都道府県、市町村におけるそれぞれの役割につき、各種保健・福祉等の整合性を考える必要もあり、保健所の機能を確立する必要もあろう。また、母子保健サービスの主体を市町村に移行するとすれば、何を、どのような順序・手順ですすめるかを行政学的立場で策定しておく必要がある。これらの諸問題について、第1年度には各地の実態と問題点の把握に努め、第2年度にはそれらをもとに今後のあり方、進め方を検討し、第3年度には総括して施策を策定する。

(6) 現行母子保健施策の検討

現行母子保健施策のうち、比較的最近発足し、かつ世情を反映して重要性の大きい青少年対策を中心とした健全母性育成事業を取り上げて、そのあり方を検討する。これには若年者の妊娠、STD、性的逸脱行動等が含まれ、これに関連する要因も地域、学校にまたがって多岐にわたっている。また、それぞれの役割を活用し、思春期・青少年の心理的特性を心得た対応をとることが重要である。さらに、これら新しい問題を含めて、諸外国の実状や施策もおおいに参考となるので、その調査、国際比較をも併せて実施する。第1年度には実態把握に努め、第2年度にその解析と対策を検討し、第3年度に総括して今後の有効な施策を策定する。母子保健法および関連の施策のあり方についても、諸外国の行政と実態を参考資料となるようとりまとめる。なお、先天性代謝異常症のマススクリーニングとも関連して、治療用特殊ミルクの安定供給についても検討を加え、実施の確立に努める。

(7) 母子保健科学—1

母子の健康に関わる環境要因の研究

母子の健康に関わる環境要因として、ここでは下記の3項目について研究を実施する。なお、1) 2) については、第1年度に文献および進行中の研究の分析を中心にして母子保健学的意義の把握に努め、第2年度に化学的、ウイルス学的、疫学的検討を進めるとともに保健教育についてもモデル的試行を行う。第3年度

には総合して科学的結論をとりまとめ、今後の保健指導に必要な基礎を示す。

1) 有害因子の経母乳移行に関する研究

母乳中に分泌される可能性の示唆されている有害因子のうち、今回はA
TL、サイトメガロ、B型肝炎の各ウイルスとダイオキシンを取り上げ
て検討する。

2) 喫煙の母子の健康に及ぼす影響に関する研究

妊婦の喫煙の胎児への影響、小児に対する間接喫煙の影響等を調査し、
母子、家族に対する禁煙のための保健教育のあり方と効果についても検
討する。

3) PCBの小児の発育に及ぼす影響に関する研究

いわゆるカネミ油症による先天性PCB中毒患者は本年3月に中学を卒
業したので、これまでの発達医学的、臨床的追跡調査成績をとりまとめ
る。

(8) 母子保健科学-2

家庭に及ぼす社会的要因の研究

家庭を通じ母子の心身の健康に影響を及ぼすことの大きい要因として、次の3
項目を選び研究を実施する。1) 2) については従来妊婦を中心とした産科的検
討が行われてきたが、今回は妊娠・出産にとどまらず、小児を中心とした家庭全
体の問題としてとらえる新しい観点から研究する。いずれの研究についても、第
1年度は現状と問題点の把握に努め、第2年度にそれらをふまえた調査・研究を
実施し、第3年度にはその追跡と合わせて総合した結果を取りまとめ、今後の行
政的指導の策定と、その基礎としての資料の整備を行う。

1) 里帰り分娩の研究

2) 勤労婦人の母子保健学的研究

3) 離婚を巡る母子保健学的研究

(9) 母子保健科学-3

母子歯科管理に関する研究

従来の乳幼児歯科保健は、歯みがきの推進に重点がおかれてきた感があるが、

近年の知見はそれにとどまらず、顎の発達、歯周囲疾患、歯列不整等の問題を重要視するようになってきている。また、これにともなって、食生活指導も歯科指導の中でとらえる必要がある。本研究では、モデル地区を設定し、再1年度はサホライド塗布、僻地巡回診療を実施し、第2年度にかけてそれらの短期効果を検討、第3年度には総合的に今後の乳幼児歯科保健のあり方につき具体的な方式を策定する。

研究の成績

1. 乳幼児健康診査システムの充実と改善に関する研究

(分担研究者：平山 宗宏)

本研究の実施に当たっては、次の8研究グループを組織し、それぞれの専門学者による研究を実施した。

(1) 乳幼児健診の体系化に関する研究 (平山宗宏)

乳幼児健診の全面的市町村移管の可能性を念頭におき、その場合市町村において行うべき母子分野の対人保健サービスの最重要課題としての乳幼児健診をどのように体系化しておくべきか、に重点をおいて研究を実施した。すなわち、どのような体制となろうとも、最低限実施すべき乳幼児健診のあり方を整理する作業を開始した。とくに、昭和62年度からの実施が予定されている1歳6か月健診の充実の機会に備え、その健診内容、とくに問診に用いる発達スクリーニング用の質問用紙の改訂、医師による診察用記入票の作成を急いだ。また、健診の実状を調査し、評価することにより今後の充実を図る資料とした。

また健診の方式として、集団健診と委託個別健診の比較検討を行い、それぞれの利点を活用し、また小児科医の希望も尊重しつつ、両者を組み合わせる方法についても検討した。

一方、健診そのものの質の向上を図るためには、まず担当者の質の向上が不可欠であるため、医師会・行政による研修の実績およびあり方について検討された。

(2) 母子保健に関する教育体系の研究 (山下文雄)

乳幼児健診システムに関する生涯教育の全国調査と福岡県二於ける現行教育システムをサンプル的に検討することを通じ、以下の結果を得た。

- ① 健診に当たる医師、保健婦、栄養士などが、乳幼児健診学の「知識、技術、態度」を学習して、健診の質を向上するためには、これまでのようにチャンスによる学習のほかに、一定のシステムが必要である。
- ② 現場でのニーズ、学習意欲はかなり高いが、それを妨げる要因がある。その問題解決、排除システムも必要である。
- ③ 教育手法としては、概念や知識の教育（講義など）と実習のような実技教育をまぜた少人数教育を併行すべきである。教育システムとカリキュラムは現代の医学・保健学教育の原理にそって作られるべきである。全国調査成績を参考に、その具体案を立てた。

（3）乳幼児歯科健診の体系化に関する研究（井上昌一）

従来のお歯対策の反省と考察から、口腔の健康と健全な発達を総合的にとらえることを考慮して、診察票の工夫、診査基準につき検討した。すなわち、歯、歯周組織、歯の汚れと歯石沈着、咬合、咬耗、その他のそれぞれの診査、異常の重症度と指導基準について検討し、作製して現場での試用を開始した。

（4）乳幼児眼健診の体系化に関する研究（丸尾敏夫）

乳幼児眼科健診においてスクリーニングすべき眼疾患および現行スクリーニングの実態調査を行った。

- ① 6歳以下の乳幼児の眼科疾患としては、斜視・弱視・屈折異常といった眼機能異常、眼瞼下垂・内反症・鼻涙管閉塞のような外眼部疾患の頻度が高く、これらがスクリーニングすべき眼疾患の主なものである。
- ② 視覚障害を来す重篤な疾患は健診時期以前に家庭で発見するべく啓蒙が必要である。
- ③ 現行健診で異常を指摘されるものの中には偽斜視の頻度が高く、偽斜視を除外すると受診者は大幅に減少する。しかし、偽斜視をスクリーニングで除外すべきか否かは今後検討を要する。
- ④ 問診項目でも偽斜視が注目された。
- ⑤ 3歳児では視力検査は大部分が可能である。

（5）母子保健指導の体系化に関する研究（巷野悟郎）

健診内容の実態を検討して主訴を大分類し、健診に伴う問題点を整理した。また新生児訪問指導での主訴、問題点と皮膚健診の要点等を挙げて、乳幼児保健指導手引書作成の基礎とした。

(6) 健診機器の開発に関する研究 (有馬正高)

乳幼児集団健診の場で、異常の発見に役立つ機器、設備を開発し、精度、能率の向上に資するため、本年度は保健所、市町村の健診に使用されている機器の種類と使用状況を調査し集計するとともに、今後開発すべき機器について検討を開始した。

(7) 地域における母子保健レベルの評価方法策定 (松井一郎)

①現在用いられている衛生指標で、母子保健や小児医療のレベルに関連する指標とその情報群、およびその特性を整理する。

②地域の母子保健機構、活動、その整備状況に付いて、都道府県、自治体、保健所など行政組織での把握方法と問題点について分析する。

③いくつかの代表的地域母子保健システムにおいて数値化の適合性を検討する。以上についての検討を開始し、乳児死亡率の都道府県別の過去50年間の3次元画像表示等を考察した。

(8) 母子健康手帳の改訂に関する研究 (高橋悦二郎)

本研究は3年間にわたる母子健康手帳の改訂のための検討のまとめであり、具体的に改訂案を報告して、62年度からの改訂実施に備えた。本研究の結果を盛り込んだ母子健康手帳は、61年度末には告示され実用化にふみきられている。

2. 精密健診・事後措置の問題点

(分担研究者：前川 喜平)

各個研究を元にして精密健診、事後措置の現状と問題点についてまとめを行った。沖縄県においては一次健診はすべて小児科医が行っていることと、駐在の地域担当の保健婦制度があるため全部の住民はよく把握されている。その結果、身体障害者(c p)は5,6ヵ月前から病院よりの紹介で保健所に紹介され、そこより保健所での療育を含めて適当な訓練施設に紹介される。精神発達遅滞児は保健所の乳健で気付かれることが多い。乳健システムとしては地域医療として非常によ

く制度化されているが施設の不足など事後措置が問題となっている。

久留米市では非常にしっかりした乳幼児健診のシステムがとられている。事後措置として感じたことは衛生、民生教育が一体となってそれに当たっている。これについては大学、市が中心となり何年もかけて両者の話し合いをおこない今日に至ったという。小児保健をよく理解されている山下教授の熱意と行動がこのことに深く関与していると考えられる。問題点としては、久留米市には久留米大学とs病院があり、ここには大きな周産期センター、未熟児センターがあることから発達障害児の早期発見、followが地域としてスムーズに行えない悩みがある。また境界児などで経過観察が必要な小児がdrop outしてしまうのが問題である。これらの小児をいかにfollow upするかシステムの無い。このことは栃木県においても乳幼児健診に来所しない小児、或はfollowが必要なのにdrop outしたものに問題が多く、これをいかに扱うかが今後の問題といわれている。福岡、東京においては一次健診を総て小児科医が行っていないので、一次健診で問題があった小児を二次健診に紹介せず、直接心理に廻してしまうのが問題という意見が多数出された。心理の人達は医学的知識がないため問題点が解らず、ただfollow upのみを行い、障害児の早期診断、療育の遅れを来しているという。また精密検診票についての意見も多数出された。現在東京都で使用されている検診票は3,4ヶ月児用には解答を記載するスペースがなく、ただ精密検診票を発行するだけで、結果が解らない。久留米市、福岡市のものが非常に精密検診票としてはよい。

健診医の質についても議論された。質のレベルアップのために健診医の講習の義務付け、資格が必要なのではないか。久留米では90分のビデオを作成使用している。小児科認定医制度が発足した現在、乳幼児健診は小児科認定医により行われることが質の向上のためにも切望される。精密検診票の制限も問題である。必要なきに健診票が切れない。事後措置として境界児は保健所で療育、followするのが一番適当なのではないか。このよい例として目黒区で行っている「健康教室」の実例について紹介された。医療機関が多数存在する都会においては問題児の紹介先が健診医の所属により異なり、大学より大学へ、医師会より医師会へ、病院より病院へと紹介する傾向がある。またその地域以外の医療機関への紹介も多く、障害児の療育、経過観察、指導に問題を生じている。また病院で早期に診断されたものについては病院より保健所を経由しないで直接療育機関に紹介され

ているものが多く、このような小児が就学、言葉の教育などで地域の施設が必要となっはじめて保健所に紹介される場合が多い。都会はモザイクとなって非常にやりにくい。埼玉県の保健所、その他よりの要望で一次健診で問題児を発見したときの事後措置の（どのように経過観察し、どんな時に紹介するか）ガイドラインが必要である。転勤が多いので住民票と一緒に療育がスムーズに行えるよう健診票も移動することが必要である。療育システムが横につながるシステムが必要である。健診票、健診月齢も統一しどこでも使えるようにするという意見もあった。小児科医の乳幼児健診、小児保健に関する認識と意欲の問題も提起された。

3. 保健・医療・福祉の連携に関する研究

（分担研究者：日暮 眞）

健診事後措置における児童相談所の役割と評価に関しては、健診の場で臨床面を担当している医師・保健婦側で児童相談所の機能がよくみえていない事、児童相談所の臨床機能が必ずしも高くないこと、受診者側に児童相談所へまわされることへの抵抗があることなどの指摘があった。

医療と福祉の連携のうまくいっているモデルとして、障害児の通園施設である東京都立多摩療育園の紹介があり、そこにおける障害児のなかみ、紹介経路・療育内容の報告があった。

沖縄県の離島における障害児ケアのシステム紹介では、医療・福祉資源の乏しいなりの工夫・知恵が紹介された。

心疾患児のケアについては、検査・治療体制は比較的整備されている反面、“生涯病”としての先天性心疾患児の心の問題に対する対応の遅れが指摘された。

和歌山県における1歳6か月児健診における事後措置の実態報告では、そこでの早期発見しうる状態が果して整えられているか否か、医療・保育の両面からみて早期療育の現状はどうかについて論じられた。

「障害児保育」の実態調査報告では、指定保育所方式から障害児助成方式に切り換えられたための弊害、保育所における障害児療育能力向上のための対策は何か、地域内の各種相談機関との有機的連携の必要性等が論じられた。

「保育所内の育児相談」の実態については、神奈川県内の調査に関して中間報告（回収率32.0%の段階）が行われた。

4. 地域母子保健の実態と将来の策定に関する研究

(分担研究者：郡司 篤晃)

(1) 地域母子保健サービスの検討(郡司篤晃)

埼玉県では、県内の全市町村と全保健所を対象に、乳幼児健診、1歳6か月健診、3歳児健診の事後措置の実施状況、および未受診者の対策が行われているかをアンケートにより調査した。その結果、市では、70%がほぼ事後措置体制が出来ていると思われた。保健所が二次機能を持つことの重要性が示唆された。佐賀県における死亡率は全国平均を上まわった。その原因を調べると、市部では一層の改善がみられたのに対し、郡部における悪化傾向が明らかとなった。そこで、県下全保健所で、昭和61年1年間に訪問の対象となった妊婦、未熟児、障害児335人を対象に、把握の経路を調べたところ、一次サービスでの市町村の機能、二次機能としての保健所の機能の充実が必要であることが判明した。

山口県は、昭和57年の乳児死亡率が8.5と全国45位であったことから、その対策に取り組んだ。昭和59年の乳児死亡120例の全例を精査した結果、新生児死亡が高いことがその原因であることが解った。県内に周産期センターがないことから、各基幹病院が集まりその対策を協議した。

広島市は政令市であるので、妊婦対策から4か月、9か月、1歳6か月、3歳児健診と一貫した対策がとれる。

今回、未受診者の原因を調査した結果、理由は次のようなケースであることがわかった。①母親が働いている、②保育園にいつている、③第2子以降の子、④疾病を持っている子、⑤健診日に都合がつかず日を変更できる事を知らない、などであった。秋田県では、妊婦健診は医療機関委託で問題はないが、発達異常、心身障害の健診には体制が不十分である。そこで、医師数、とくに小児科医師を調査した。地域による分布にも偏りがあり、他科の医師に期待せざるを得ない。さらに保健婦、とくに保健所保健婦に期待しなければならない。

東京都の保健所においては、近年電話による相談が増加している。今後、電話は新しい保健所の窓口として積極的に対応すべきである。特別区の保健婦が関わりを持つ地区組織活動を調べてみると、近年、育児経験の交換と母親同士の交流を目的とする子育てグループが目だって増えていた。保健所の新しい母子保健活動のあり方として注目された。

(2) 都市における母子保健サービスの検討（井沢方宏）

今年度は川崎市の地域特性について既存資料を基に分析を試みた。今後はさらに母子の生活実態等母子を取り巻く都市の特徴的問題の実態把握つとめ4つのモデル保健所において、母親の育児力を高めるための仲間作りをめざした母と子の触れあいの場やボランティア育成について実践活動に入ったが、今後はさらに活動の拡がりを深め評価を行っていきたい。

(3) 市町村における母子保健実施体制調査（高野 陽）

今後、市町村が母子保健事業を円滑に行い、地域の母性および乳幼児に、十分な健康管理がゆきわたるための施策は、地域特性は云うまでもなく、時代の要請を受けてこれから十分に検討される必要がある。特に、市町村における母子保健に関する組織・機関のあり方は、重要な検討課題と考えられるので今年度は、①全国いくつかの地域で実施されている母子保健事業体制に関する調査、②都道府県別の母子保健関連施設の設置状況調査、③関連施設として保育所・児童館の設置状況についての検討を行った。これは、全国の市町村における実態調査を有効に実施するための予備調査とした。

(4) 母子保健における保健婦活動の効果的展開に関する研究（須川 豊）

保健所と市町村における母子保健に関する保健婦活動の実態を調査し、その一部を集計した。しかし個々の事業についての詳細な具体的事例の記述の検討、各事業の相関および最も重要と考えられる下記事項については第2年度に分析する予定である。

①保健所について：市町村母子保健活動援助の実態（健康教育、健康診査、健康相談の事業別について）

②保健所と市町村について：保健婦業務全般について（総稼働時間、家庭訪問以外の活動、家庭訪問一妊産婦乳幼児別）

5. 地域母子保健の向上に関する衛生行政学的検討

（分担研究者：小野寺伸夫）

母子保健は生涯の健康な生活の基礎づくりの時期であることと、保健・医療・福祉・教育との密接な連携のもとで推進される特性を有している。そのため、国、自治体及び民間団体の活動について地域政策として位置づけを確かなものとし、計画としてのとらえ方をし、指導・管理・運営・調整・評価などにおいてシステ

ム的発想を基調に実践することが重要である。これらの諸条件と地域社会の特性および構造変化に伴う活動の実際についてマンパワー、機能の分担・連携、施設設備、市町村移管に対する不安要因などについて今日なお多くの課題が残されている。母子保健の基本理念を踏まえ近代的な母子保健に関する科学技術とシステム開発を方向づけることは課題への積極的対応からも望まれることである。

そのため、高齢化社会の中での母子保健の位置づけ、科学技術のアプリケーション、継続的対応としての行政のシステム化、人間性豊かな触れ合い、交流の促進方策、権限委譲に伴う地域格差や社会変化などを的確に把握するための情報システムの構築などの課題考察が必要とされている。

今日、わが国の母子保健の水準を下回ることなく発展を図ることも重要な課題の一つでもある。そのためには、都道府県、政令市、保健所、市町村、学術団体、民間組織、保健医療関係者などの活動の実態を通じた判断が求められる。さらに、婦人の社会進出および核家族化に伴う問題、ハイリスク群・ボーダーライン層への対応の問題、小児精神保健問題、学校保健・思春期保健への繋がり的问题、健全育成関連問題、一次・二次・三次保健医療システム機能分担連携の問題などは今後一層、衛生行政学考察を有する課題であり、ライフサイクル全体を通じ包括的で一貫性のある総合施策の基本についての検討が求められる。

6. 諸外国の母子保健施策に関する研究

(分担研究者：堀口貞夫)

(1) 母子保健施策の国際比較(堀口貞夫)

今後のわが国の母子保健行政及び施策のあり方や具体的展開の内容、方法を検討するため、主としてわが国と比較的共通の社会、経済的基盤を持つ欧米諸国を対象に母子保健施策の動向と課題について比較分析するとともに、諸外国の母子保健関係文献について検討を加えた。本年度は米国について母子保健制度・法令とくに国の役割と民間団体の活動について調査し、わが国の施策の参考とした。

(2) 健全母性育成事業の向上に関する研究(武田 敏)

健全母性育成事業の向上に関する研究としては、現状の調査を開始しその向上のための方向を求めた。

(3) 特殊ミルクの安定供給に関する研究 (青木菊麿)

特殊ミルク安全開発事業として、昭和55年末から扱ってきた特殊ミルクの使用量の変動とそれに対する対策などについて検討した。

スクリーニング5疾患の中でも、フェニルケトン尿症は発生頻度や治療上の問題からも、品質の改良や新しい製品の開発の問題を含めて、今後積極的に取り組んでいくべき課題であると考えられる。糖原病は発生頻度が比較的高く、治療用特殊ミルクの消費量も多い。治療方法もほぼ確立されており、今回開発された特殊ミルクの治療効果も確認されているので、現在薬価収載するべく諸手続きを行っている。その他の登録特殊ミルクに対しても基本的には同様の方向にもっていくように努力している。

各種吸収障害症の治療用特殊ミルクは、使用量が非常に多く、本来の特殊ミルク安全開発事業の主旨からそれている症例が多いため、これを修正する方向に向かって努力している。

7. 母子の健康に関わる環境要因の研究

(分担研究者: 川名 尚)

(1) 有害因子の経母乳移行に関する研究 (川名 尚)

HTLV-1についてはそのキャリアの頻度、母子垂直感染のあることの証明その経路として母乳による感染の確認が行われた。

HBウイルスについては現行母子感染防止事業の実施により母乳を与えることは差し支えないと判断されたが、e抗原陰性の場合については今後の検討が必要である。サイトメガロウイルスについては未熟児などの「もらい乳」について検討を開始した。母乳中ダイオキシンについては定量法を技術的に確立し測定のできる体制が出来た。試測した1例についてはWHOの許容量を下廻るものであった。

(2) 喫煙の母子の健康に及ぼす影響に関する研究 (松山栄吉)

今回は初年度として、喫煙が母子の健康に及ぼす影響について調査研究された国内外の166の文献を収集し文献的考察を行い、また、4つの調査研究を実施して各々知見を得た。文献的には、女性の喫煙は不妊症との関連、妊婦喫煙と低出生体重等との関連性、授乳婦の喫煙と乳汁中のニコチンとの関係、受動喫煙の母子への影響、青少年の喫煙による身体への有害性などが、明らかになった。また、調査では、女性の喫煙行動、児童生徒の禁煙教育の効果等について分析した。

(3) PCBの小児の発育に及ぼす影響に関する研究(辻 芳郎)

“カネミ油症”事件発生以来19年が経過したが、現在もなお症状に苦しむ患者が一部見られる。PCBの慢性毒性についてはまだ未知の部分が多い。全般的に、初期にみられた皮膚・粘膜の所見は軽減しているが、これらの成人からはいまだに高濃度のPCB、PCQが検出される。したがって、これらの母親から生まれた児への影響が懸念された。我々の十年余の観察では、①新たな(新生児)油症の発生は認めなかった。②明らかな皮膚・粘膜症状を呈したものでは、一部成長障害が認められ、呼吸器疾患の反復が多いが、症状のない汚染者では健康人と比較して何等かの影響を受けている証拠はなかった。③経胎盤汚染児では明らかな症状を呈した子も含めて血中PCQ濃度は極めて低い、などから油症発症には(現在なお明かでないが)体内に入ったPCB量が関係することが想像され、現在症状のない児に将来何か異常が出現する可能性は極めて低いと考える。

8. 家庭に及ぼす社会的要因の研究

(分担研究者: 玉田太郎)

(1) 里帰り分娩の母子保健学的研究(玉田太郎)

長距離・長時間の移動を伴う里帰り分娩は、純粹に産科学的にはメリットはほとんどないといえるが、様々な理由から里帰り分娩は当分減少しそうにない。このような状況のもとではいたずらに里帰り分娩の危険を強調してこれを減らそうとするよりは、危険を回避してより安全に里帰り分娩がなされるように努力しなければならない。このため、実態を知るための調査を実施したのでさらに解析して保健指導の方針を定める予定である。

(2) 勤労婦人の母子保健学的研究(宮原 忍)

地域における勤労婦人の母子保健行動を調べたところでは、妊娠の届けは勤労婦人では妊娠28週以後になされることが多かった。また、母親学級の受講も少なかった。出産年齢が高く、特に35歳以上の出産が多かった。母乳保育率も自営や農家を除き低い傾向にあった。東京都の自営業に従事する婦人については、雇用婦人に比べ束縛が少なく自分の必要に応じて休養が取れるはずであるが、実際には極めて厳しい条件下で労働を続けているものも少なくなく、産前に休業をしていないものも半数以上に見られた。

未熟児出産の要因については年齢、前回中毒症の有無、前回の妊娠における未熟

児出産とともに職業の有無が今回の未熟児出産のリスクを左右しているという結果を得た。

母性意識については、臨床心理検査SCT-PKSを妊娠中の勤労婦人と家庭婦人に実施した。その結果母性意識に関するいくつかの項目で両者の違いがみられた。そのほか母性意識についてアンケート調査、長期入院者の夫を持つ婦人の心身の健康問題と婦人の勤労との関係についての調査、勤労婦人の産後の職場復帰についての調査、児童福祉法に基づく養護施設に措置された児童のケーススタディ等についても検討が開始された。

(3) 離婚をめぐる母子保健学的研究(石井哲夫)

わが国の離婚率は欧米に比すればなお低いものの上昇の傾向にあり昭和38年に比し20年間に約2倍となった。ここで特に注目したいのは、離婚に至る夫婦同居期間の長期化と離婚年齢の上昇に伴う“有子離婚の増加”という内容的な特質の問題である。若年層に比べ中年層の離婚率の伸びは急激で40歳代の離婚率を見ても昭和45-55年の10年間で倍増指定。更に、昭和59年の有子離婚が全体に占める割合は70%にも達しているのである。こうした結果は、それだけ親の離婚に未成年の子どもが巻き込まれるケースが増えている事実を裏付けていると言うことができよう。

親の養育機能の失調・欠如によって児童が受ける影響を検討したが、結果から、特に実母の欠損が幼少年年齢時である、乳幼児期に主たる養育者が両親ではない、実父に問題がある、施設入所理由が過酷である場合に、子ども達は非行、反社会的問題行動、非社会的問題行動、学業不振等様ざまな発達上の問題を示すことが明らかとなった。

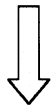
9. 母子歯科保健に関する研究

(分担研究者：井上直彦)

乳幼児歯科保健は、乳幼児期の食生活指導を基幹として、これに、健診・予防処置・治療を有機的に結びつけることによって、始めて本来の機能を果たすことが可能であると考えられる。そこで本研究は、モデル地区を設定して総合的な歯科保健計画の試行を行い、これによって実用的かつ効果的な母子歯科保健管理体制の具体案を策定しようとした。本年度の結果としては、①食生活指導のみによって歯肉炎の重症度の低下が見られた、②サホライド塗布は、乳前歯のう蝕に対し

て有効な処置手段であることが確認された、③治療の間隔を短縮することによって、治療効果の蓄積の可能性があるように思われた。

本年度は、とくに、食生活指導の効果が歯肉炎の実態との関連によって証明できたこと、サホライド塗布の効果が確認できたこと、および、僻地医療の効率向上の手がかりを得たことなど、貴重な成果が上ったと考えられる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究の目的

昭和 60 年の乳児死亡率 5.5 に象徴されるように、わが国の母子保健事業は近年格段の進歩の効果をあげてきている。しかし一方では、各家族化、地域連帯感の希薄化、婦人労働の一般化等の傾向は、人間関係や親子関係の希薄化、公共心や思いやりの心の不足等による心の問題の多発、体力や運動能力の不足にもとづく体の問題など、小児の健康には多くのアンバランスや問題点の原因として注目されている。

また、高齢化社会、特に労働人口対高齢人口の比率 4 対 1 になると予想される社会構造の推移から、現在のそしてこれから生まれてくる小児の心身の健康の向上は、21 世紀にむけて、わが国の運命を左右する最重要因子と云わざるをえない。今日社会問題として注目されている「いじめ」や登校拒否、非行等も乳幼児期の心身の健康から対応せぬ限り解決は出来ない。

このような社会的要請とわが国の将来の基盤として、母子保健のさらなる向上は必須であり、本研究ではそのために必要な事業にかかわる調査・研究を行うことにより、母子保健事業、とくに地域母子保健サービスシステムの充実改善をはかるものである。具体的には、

- (1)より充実した地域母子保健サービスのための立案・策定
- (2)母子保健法改正ないし対人保健サービスの市町村への一括移管がある場合に備え、その際、質を維持向上させるための具体的方策の策定
- (3)今後おこりうる事態に、必要に応じ即時対応できるための資料と学問的裏付けの収集・蓄積

を目的として研究を実施した。